



平成29年5月23日

各 位

会社名 ケイヒン株式会社
代表者名 代表取締役社長 大津 育敬
(コード番号 9312 東証第一部)
問合せ先 取締役総務部長 野村 洋資
(TEL 03-3456-7801)

単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成29年5月23日開催の取締役会において、単元株式数の変更について決議するとともに、平成29年6月29日開催予定の第70期定時株主総会(以下、「本定時株主総会」といいます。)に、株式併合および定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所では、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に統一するための取組みを進めており、当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成29年10月1日

(4) 変更の条件

本定時株主総会において、後記「2. 株式併合」および「3. 定款一部変更」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の理由

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準(5万円以上50万円未満)を維持するため、株式併合(10株を1株に併合)を実施することといたしました。

(2) 併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式

②併合の方法・割合

平成29年10月1日をもって、平成29年9月30日（実質上9月29日）の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式10株につき1株の割合で併合いたします。

③併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成29年3月31日現在）	65,364,457株
株式併合により減少する株式数	58,828,012株
株式併合後の発行済株式総数	6,536,445株

(注)「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、「株式併合前の発行済株式総数」および併合の割合に基づき算出した理論値です。

④効力発生日における発行可能株式総数

株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、平成29年10月1日をもって、株式併合の割合と同じ割合（10分の1）で発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	248,000,000株
変更後の発行可能株式総数（平成29年10月1日付）	24,800,000株

(3) 併合により減少する株主数

平成29年3月31日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

所有株式数	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	3,805名（100.00%）	65,364,457株（100.00%）
10株未満	207名（5.44%）	313株（0.00%）
10株以上	3,598名（94.56%）	65,364,144株（100.00%）

上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合、所有株式数が10株未満の株主様207名（所有株式数の合計313株）は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能です。具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 併合の条件

本定時株主総会において、株式併合および後記「3.定款一部変更」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

3. 定款一部変更

(1) 変更の理由

上記「1.単元株式数の変更」および「2.株式併合」に伴い、現行定款第6条（発行可能株式総数）および第7条（単元株式数）を変更いたします。

なお、本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成29年10月1日をもって効力が発生する旨の附則を設け、効力発生日経過後、本附則を削除するものといたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2 億 4,800 万株</u>とする。</p> <p>(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、<u>1,000 株</u> とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2,480 万株</u>とする。</p> <p>(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、<u>100 株</u> とする。</p> <p><u>附 則</u> <u>第 6 条 (発行可能株式総数) および第 7 条</u> <u>(単元株式数) の変更は、平成 29 年 10 月</u> <u>1 日をもって効力が発生するものとし、効</u> <u>力発生日経過後、本附則を削除する。</u></p>

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、上記「2. 株式併合」および定款一部変更に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

4. 単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更の日程

平成 29 年 5 月 23 日 取締役会決議日
平成 29 年 6 月 29 日 (予定) 定時株主総会開催日
平成 29 年 10 月 1 日 (予定) 単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更の効力発生日

上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続きの関係により、東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は、平成 29 年 9 月 27 日となります。

以 上

添付資料

(ご参考) 単元株式数の変更および株式併合に関する Q & A

(ご参考)

単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買の単位となる株式数を変更することです。今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか。

株式併合とは、複数の株式をあわせて、それより少ない数の株式にすることです。今回当社では、10株を1株に併合いたします。

Q 3. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。

全国証券取引所では、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に統一するための取組みを進めており、当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。これにあわせて、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を維持するため、株式併合（10株を1株に併合）を実施することといたしました。

Q 4. 株主の所有株式数と議決権数はどうなりますか。

株主様の株式併合後の所有株式数は、平成29年9月30日（実質上9月29日）の最終の株主名簿に記録された株式数に10分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます）となります。また、議決権数は株式併合後の所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生前後で、株主様の所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	1株未満の端数
例①	2,000株	2個	200株	2個	なし
例②	1,500株	1個	150株	1個	なし
例③	155株	なし	15株	なし	0.5株
例④	9株	なし	なし	なし	0.9株

- 例②および例③では、単元未満株式（効力発生後において、例②は50株、例③は15株）がありますので、従前と同様、ご希望により、単元未満株式の買増しまたは買取りの手続きをご利用いただけます。
- 株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合（例③は0.5株、例④は0.9株）には、当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。
- 効力発生前の所有株式数が10株未満の場合（例④）には、株式併合により、所有する株式がなくなりますので、株主としての地位を失うこととなります。
なお、株主様が口座を開設されている証券会社が複数にわたる場合は、原則として、各証券会社の振替口座に記録された当社株式の残高に対して、株式併合の手続きがなされます。詳しくは、お取引の証券会社にお問合せください。

Q 5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか。

株式併合により株主様の所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本は変わりませんので、1株あたりの資産価値は10倍になります。したがって、株式市場の変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様のご所有の当社株式の資産価値に影響が生じることはありません。また、株式併合後の株価につきましても、理論上は、株式併合前の10倍となります。

Q 6. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受取る配当金への影響はありますか。

株式併合により、株主様の所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の効力発生後においては、併合割合を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様の受取配当金の総額に影響が生じることはありません。ただし、株式併合により生じた1株未満の端数につきましても、当該端数に係る配当は生じません。

Q 7. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

特段のお手続きの必要はございません。

Q 8. 1株未満の端数が生じないようにする方法はありますか。

株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増しまたは単元未満株式の買取りの手続きをご利用いただくことにより、1株未満の端数が生じないようにすることも可能です。具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 9. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

次のとおり予定しております。

平成29年6月29日(予定)	定時株主総会開催日
平成29年9月27日(予定)	100株単位での売買開始日
平成29年10月1日(予定)	単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更の効力発生日
平成29年10月下旬(予定)	株主様へ株式併合割当通知発送
平成29年12月上旬(予定)	端数株式処分代金のお支払

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更および株式併合に関してご不明な点がございましたら、お取引の証券会社または下記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

〒137-8081 東京都江東区東砂7丁目10番11号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電 話 0120-232-711 (フリーダイヤル)
受付時間 9:00 ~ 17:00 (土日休日を除く)

以 上